

誓約書

- 1 補助申請をする事業は、市が認めた生活困窮者を6ヶ月間以上継続して雇用することが確実な労働者として「雇入れ」、あわせて「住まい」を提供します。なお、令和4年7月1日から令和5年3月31日の間に実施し、同期間内に実施に係る経費の支払いを完了しました。
- 2 補助申請にあたり、提出する書類の写しは、すべて原本と相違ありません。また、不足書類の提出を求められた際は、速やかに求めに応じます。
- 3 市税の未納はなく、市長が必要と認めた場合には市税等の収納状況を閲覧することに承諾します。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団、暴力団員に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に関与していません。
- 5 申請の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請の内容に虚偽や不正があった場合、交付決定が却下又は取り消されることに異議申立てをしません。また、補助金交付後に発覚した場合は、速やかに補助金の返還の求めに応じます。
- 6 補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、申請にかかる明細等を保存し、市長の要求があったときは、直ちに閲覧や立入検査に応じます。

以上

豊田市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

年 月 日

法人名

代表者名